

# 鹿児島県獣医師インターンシップ研修支援実施要領

制 定 令和8年4月1日  
施 行 令和8年4月1日

農政部家畜防疫対策課

## (趣旨)

第1条 この要領は、県の機関における獣医師確保の充実を資するために、獣医学生又は獣医師が本県の獣医職域たる機関で就業体験（以下「インターンシップ」という。）を行う場合に要する経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 本支援を受けることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の農学部（これに相当する学部を含む。）の学生で獣医学を専攻している者又は獣医師であって、本県の獣医職域たる機関においてインターンシップを行う者（以下「インターンシップ生」という。）とする。

2 インターンシップ生は、インターンシップを行うに当たり、獣医系学生はインターンシップ受入依頼書（別記様式第1号）、獣医師はインターンシップ受入依頼書（別記様式第2号）に誓約書（別記様式第3号）を添えて、あらかじめ鹿児島県農政部家畜防疫対策課（以下「家畜防疫対策課」という。）へ提出しなければならない。

## (助成内容)

第3条 インターンシップ生がインターンシップを行うに当たって、居住地と鹿児島県の往復に要した経費及び宿泊費について、必要と認められるものについて、下記により助成するものとする。

(1) 県内に宿泊した場合、宿泊費については1泊あたり定額5,000円かつ5泊を上限とし、公共交通機関を利用し、県外から県内へ移動するのに要した経費については、40,000円を上限として助成する。

(2) 県外から県内への移動にあたり、個人包括旅行運賃を適用する場合の経費についても、(1)と同様に宿泊費については1泊あたり定額5,000円かつ5泊を上限、公共交通機関を利用し、移動するのに要した経費につい

ては、40,000 円を上限として助成する。

- 2 家畜伝染病の発生等のやむを得ない事情により、インターンシップ生の受入れを中止した場合、対象者が支払ったインターンシップに係る旅費及び宿泊費のキャンセル料について、助成対象旅費の半額を上限として助成する。

(給付の申請)

第4条 前条第1項に規定する助成を受けようとする者は、家畜防疫対策課へインターンシップ助成金交付申請書(別記様式第4号,以下「申請書」という。)にインターンシップ旅程報告書(別記様式第5号,以下「旅程報告書」という。),宿泊先,公共交通機関等の領収書及び航空機を利用した場合には搭乗券若しくは搭乗証明書を添えて,申請しなければならない。ただし,県内異動にかかる公共交通機関等利用の領収書については,この限りでない。

- 2 前条第2項に規定する助成を受けようとする者は,申請者に旅費及び宿泊費のキャンセル料の詳細が確認できる書類を添えて,家畜防疫対策課へ申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 家畜防疫対策課は,前条の規定に基づく申請に対し助成金の交付決定をした場合は,申請者に交付決定の内容及び交付額を通知(別記様式第6号)するものとする。

(給付方法)

第6条 前条の通知を受けたインターンシップ生は,家畜防疫対策課にインターンシップ助成金交付請求書(別記様式第7号,以下「請求書」という。)を提出するものとする。

なお,請求書の提出期限は,インターンシップ終了日から起算して30日以内とする。ただし,災害,疾病その他やむを得ない理由により,請求書の提出が困難であると認められるときは,請求期限を延長することができる。

- 2 家畜防疫対策課は,インターンシップ助成金交付請求書の提出があったときは,口座振り込みにより,助成金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか，本事業の円滑な運用を図る上で必要な事項は協議により定めるものとする。

附 則

この要領は，施行の日から施行する。